解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年一月十日開催の臨時社員総会の決議並びに熊本市長の認可により平成二十九年四月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月二十二日

熊本県熊本市中央区大江四丁目二一番二九号

医療法人社団新潮

清算人　坂口　潮

配当公告

茨城県龍ケ崎市平台五丁目一〇番地五

破産者　孫　均

右の者に対する水戸地方裁判所龍ケ崎支部平成二十八年（フ）第一八九号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八五、一四三、二二五円

一、配当することのできる金額

金二三、一二五、六九六円

平成二十九年五月二十二日

茨城県取手市取手二丁目一〇番一五号ナガタニビル三階津法律事務所

破産管財人　唐津　悠輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区北四三条東四丁目八一二番地、最後の住所札幌市東区北四二条東一丁目四番八号　被相続人　亡　森川　哲男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十二日

札幌市中央区大通西一二丁目北海道高等学校教職員センター五階北海道合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横山　浩之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区あいの里四条四丁目四番、最後の住所札幌市北区あいの里四条四丁目四番一七号　被相続人　亡　荒川　和則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十二日

札幌市中央区大通西九丁目三番地三三キタコーセンタービルディング八階　阿部・千崎・平田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿部　重成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市本通四丁目一五番、最後の住所北海道函館市本通四丁目一五番一一号

被相続人　亡　今野　恭之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十二日

北海道函館市新川町一八番一二号嶋田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平井　喜一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県高萩市春日町二丁目七番地、最後の住所茨城県高萩市大字島名二〇六六番地の一

被相続人　亡　丹野　龍俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十二日

茨城県水戸市南町一丁目三番二三号カナザワビル五階

相続財産管理人　弁護士　武田　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県富岡市富岡八四二番地七、最後の住所群馬県富岡市富岡八四二番地七

被相続人　亡　村元　信文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十二日

群馬県高崎市宮元町二九二番地ザ・グランクーブス一階

相続財産管理人　弁護士　金井　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市港北区日吉一丁目六番、最後の住所横浜市港北区日吉一丁目六番二六―四一二号　三浦方

被相続人　亡　鬼澤　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十二日

横浜市中区常盤町一―一宮下ビル五階

相続財産管理人　弁護士　杉村　文規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県陸前高田市気仙町字町一三六番地、最後の住所神奈川県相模原市緑区東橋本四丁目一番一四―五〇三号

被相続人　亡　米谷修太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十二日

神奈川県相模原市南区上鶴間本町三丁目一八番二七号グローリア初穂町田一一〇三町田駅前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　尾崎　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市旭区二俣川二丁目二五番地、最後の住所横浜市戸塚区矢部町八〇二番地六サニーコート一〇一号

被相続人　亡　渡邉　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十二日

横浜市中区相生町四―七五　ＪＴＢ・ＹＮ馬車道ビル四階

相続財産管理人　弁護士　須須木永一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市南栄町字東山二一八番地二、最後の住所愛知県豊橋市南栄町字東山二一八番地の二　被相続人　亡　鈴木　康司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十二日

愛知県豊橋市八通町五〇番地四ロイヤルステージ羽根井公園一階ほの国法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯田　稔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東住吉区鷹合二丁目三番地、最後の住所兵庫県神戸市北区藤原台南町三丁目三番一二号　被相続人　亡　岸本　了造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十二日

兵庫県神戸市中央区多聞通二丁目一番七号法友会館四階　多聞法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中川　勘太

第109期決算公告

平成29年4月18日　千葉県松戸市金ヶ作408番地357

合同タクシー株式会社

代表取締役　坂齊　和彦

貸借対照表の要旨　（平成29年2月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	333,884	流動負債	127,898
固定資産	703,238	固定負債	133,837
有形固定資産	619,922	**負債合計**	**261,735**
無形固定資産	3,640	株主資本	775,387
投資その他の資産	79,676	資本金	28,000
		資本剰余金	0
		（資本準備金）	(0)
		利益剰余金	747,387
		（利益準備金）	(7,000)
		（その他利益剰余金）	(740,387)
		（うち当期純利益）	(85,186)
		評価・換算差額等	0
		純資産合計	**775,387**
合計	1,037,122	合計	1,037,122